

## 下野市事後審査型条件付き一般競争入札共通事項 （電子入札用）

### 1 条件付き一般競争入札に参加できる者の資格要件

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- （2）地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づき市の入札参加制限を受けていないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。  
ただし、手続開始の決定後、下野市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
- （4）下野市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成22年下野市訓令第3号）に基づく指名停止期間中でないこと。

### 2 競争入札参加手続等

- （1）事後審査型条件付き一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ、次により参加を申請することとし、入札参加資格を確認するための書類は、落札者とするため確認の必要がある者から開札後に提出を求めるものとする。

#### ①参加申請書類

- ・事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（以下「参加申請書」という。）
- ・参加申請書の指定様式は、市ホームページからのダウンロードによる。

下野市ホームページ <https://www.city.shimotsuke.lg.jp>

※参加申請書の配布及び送付は行わない。

## ②参加申請書受付方法

- ・参加申請書の提出は、下野市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の添付機能により添付して提出すること。
- ・参加申請書は、電子入札システム以外によるものは受け付けない。ただし、特別な理由により電子入札システムによる参加ができない場合には、紙入札方式参加承諾願を参加申請書と併せて契約検査課まで郵送により提出すること。

(2) 参加申請書受付日に参加申請書を提出した者は、原則として、当該競争入札に参加できるものとする。

## 3 設計図書等の閲覧

- (1) 設計図書等は、市ホームページに掲載する。
- (2) 設計図書等に対する質問がある場合は、指定した期日までに質疑書により提出（FAX）すること。提出方法等について別途入札公告等に定めのある場合はこれによる。
  - ・回答は指定した期日に書面（FAX）をもって、質疑の提出のあった者のみに行う。
  - ・質疑書の指定様式は、市ホームページからのダウンロードによる。

## 4 現場説明会：行わない。

## 5 入札方法

- (1) 入札は電子入札によるものとし、持参によるものは認めない。ただし、紙入札方式での参加が認められた場合は、この限りでない。
- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、下野市建設工事等執行規則（平成18年下野市規則第124号）及び下野市財務規則（平成18年下野市規則第49号）等関係法令等を遵守すること。

- (3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（以下「消費税相当額」という。）を加えた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札回数は1回とする。
- (6) 提出した入札書の引換え又は変更は認めない。
- (7) 落札者の決定方法  
開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者から徴取した入札参加資格確認書類の審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。

## 6 開札の立会

- (1) 紙入札による承諾を受けて紙入札をした者がある場合には、その者を開札日当日立ち合わせるものとする。選任された立会人には、立会人選任通知書を指定した期日に通知（FAX）する。

## 7 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
  - ・工事費内訳書の指定様式は、市ホームページからダウンロードする。
- (2) 工事費内訳書は、電子入札システムにより入札書を提出する際に添付して提出すること。

- (3) 工事費内訳書は、設計書と同項目とし、記載内容は金額等を明らかにしたものであること。
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものでない。
- (5) 工事費内訳書に関する取扱いは次のとおりとする。
- ①工事費内訳書を提出しない者の入札は無効とする。
  - ②提出した工事内訳書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
  - ③工事費内訳書が設計書等の項目と同項目で作成されていない場合又は入札価格と整合しない場合は、当該入札者を失格とする。

## 8 入札保証金：免除

## 9 契約保証金：納付

契約保証金は、有価証券の提出又は金融機関若しくは前払保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 10 入札参加資格確認手続き

- (1) 開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者は、次により、入札参加資格の確認を受けなければならない。

### ①確認申請書類

- ・事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書
- ・事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認書類

### ②確認申請書類の交付方法

- ・確認申請書類の指定様式は、市ホームページからダウンロードする。

- (2) 入札参加資格確認書類の提出期限、提出場所及び提出方法

### ①提出期限

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書及び事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認書類（以下「確認書類」という。）

の提出を求められた日から起算して2日以内（市の休日を除く。）とする。

②提出場所

- ・下野市役所 総務部 契約検査課

③提出方法

- ・持参とし、郵送等によるものは受付しない。

- (3) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、確認書類が提出された日から起算して2日以内（市の休日を除く。）に審査を行い通知する。
- (4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の通知を受けた日から起算して2日以内（市の休日を除く。）に、その理由について書面で問い合わせることができる。
- (5) 落札候補者が提出期限内に（1）に定める確認書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

**11 請負契約書作成：要する。**

**12 契約条項の閲覧場所**

契約書及び入札（見積）書を定めている下野市建設工事等執行規則等については、下野市ホームページ (<https://www.city.shimotsuke.lg.jp>) において閲覧できる。

**13 議会の議決に付すべき契約**

予定価格が1件1億5千万円以上の工事請負契約については、地方自治法第96条第1項第5号の規定による議会の議決を得た日から本契約とする。

**14 入札の執行中止等**

- (1) 不正な行為等により、市が必要があると認めたときは、入札の延期、中止及び入札の取消しをすることがある。
- (2) 前号の場合において、当該入札に要した費用を市に請求することはできない。

## 15 入札の無効

- (1) 次の①から⑨までのいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
- ①競争入札に参加する資格のない者がした入札
  - ②指定する入札書到着期限までに到着しない入札
  - ③電子認証の不正使用による入札
  - ④工事費内訳書の提出を求められた場合において、工事費内訳書が添付されていない入札
  - ⑤工事費内訳書の提出を求められた場合において、入札書と工事費内訳書の金額が相違する入札
  - ⑥入札書と工事費内訳書の案件名が異なる入札
  - ⑦事前に公表した予定価格を超える金額を記載した入札
  - ⑧入札に際して虚偽又は不正の行為があった入札
  - ⑨その他市長が定める条件に違反してなされた入札
- (2) 前号の⑧に該当する場合には、当該工事に係る当該入札者のその後の入札を無効とすることがある。
- (3) 参加申請書を提出した後に指名停止を受けて、入札時点において指名停止期間中である者など、入札時点において、第1号及び入札公告の第2項に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

## 16 同価入札

最低価格者が2者以上になった場合には、電子くじにより落札候補者を決定するものとする。

## 17 中間前金払と部分払の選択

- (1) 請負代金額が300万円以上の工事（債務負担行為及び継続費に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が300万円以上の工事）については、中間前金払を請求できるので、この場合は、中間前金払と部分払のいずれかを選択するものとする。また、中間前金払を請求する

場合には、部分払を選択することはできない。

なお、中間前金払と部分払の選択については、契約締結時に届け出るものとし、その後においては変更することはできない。また、中間前金払と部分払のいずれかを請求する選択をしたとしても、これらの支払の請求をしないことができる。

- (2) 債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、いずれかの会計年度において出来高予定額が300万円以上により、契約締結に当たり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとする。

## 18 中間前金払の請求

- (1) 請負代金額の10分の4以内の前払金に加えて、工事の中間段階にさらに請負代金額の10分の2以内を前払金として支払う中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過し、かつ、工程表により工期の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の工事出来高予定額の2分の1）以上の額に相当する場合に行うものとする。
- (2) 契約締結に当たり、部分払を選択した場合には、中間前払金を請求することはできない。

## 19 部分払の請求

契約締結に当たり、中間前金払を選択した場合には、部分払（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、原則として各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできない。

## 20 配置技術者（専任の場合）

(1) 本工事に配置できる監理技術者、主任技術者（以下これらを「技術者」という。）は、請負者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。

なお、恒常的な雇用関係とは、参加申請書提出日現在で3か月以上雇用していることをいう。

また、営業所における専任の技術者は、本工事の技術者にはなれない。

(2) 監理技術者とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の18に規定する「監理技術者資格者証」の交付を受け、登録講習実施機関の発行した「監理技術者講習修了証」を所持している者とする。

## 21 配置技術者（専任を要しない場合）

配置する技術者は、請負者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。

ただし、3か月以上雇用していることは必要としない。

## 22 現場代理人

(1) 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、工事現場に常駐しなければならない。

(2) 本市では、現場代理人についても工事を請け負った業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要件とする。

ただし、3か月以上雇用していることは必要としない。

また、営業所における専任の技術者は、現場代理人にはなれない。



## 23 その他

- (1) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、当初の予定どおり入札を執行し、その結果、情報どおりの業者が最低価格者となった場合には、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行う。  
調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とする。また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがある。
- (2) 地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。
  - ①下請施工を必要とする場合は、可能な限り下野市内業者へ発注するように努めること。
  - ②工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り下野市内業者へ発注するように努めること。
- (3) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は申請書、資料の差し替えは認められない。
- (4) 入札結果は、落札者の決定以降に市ホームページへ掲載する。